令和８年度岩出市一般廃棄物（ごみ）処理実施計画

１．基本事項

（１）計画の基本方針

市民の衛生的で快適な生活環境の保持と、「ごみを出さない社会づくり」、「安定したリサイクル社会づくり」、「資源循環のための施設づくり」を目指し、岩出市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（以下「基本計画」という。）の目標達成に向け、本計画を定める。

（２）計画区域

岩出市全域

（３）計画期間

令和８年４月１日から令和９年３月３１日まで

（４）一般廃棄物（ごみ）の排出量（見込み）

（単位：ｔ）

種類		家庭系	事業系	計
可燃ごみ	生ごみ	8,523	3,515	12,038
不燃ごみ	カン・ビン類	623	60	683
資源ごみ	その他プラスチック	430	8	438
	ペットボトル	65	26	91
	ダンボール	360	43	403
	紙パック	2	－	2
	衣類	99	31	130
	新聞	84	10	94
	雑誌・チラシ	122	44	166
	シュレッダーダスト	13	5	18
粗大ごみ	可燃粗大ごみ	579	422	1,001
	不燃粗大ごみ	285	2	287
	雑草等	256	87	343
計		11,441	4,253	15,694

（５）一般廃棄物の処理主体

①家庭から排出されるごみ

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	市（直営） 排出者	市（クリーンセンター） 市が委託した者	市が委託した者
不燃ごみ			
資源ごみ	市が委託した者 排出者		
粗大ごみ			

②事業活動に伴って排出されるごみ

種類	収集運搬	中間処理	最終処分
可燃ごみ	排出者 許可業者 市（直営）	排出者 許可業者 市（クリーンセンター） 市が委託した者	排出者 市が委託した者
不燃ごみ			
資源ごみ	排出者 許可業者 市が委託した者		
粗大ごみ	排出者 許可業者		

※・事業活動に伴って排出されるごみは、排出者自らの責任において適正に処理することを原則とする。

・排出者はごみの減量・再資源化に努めることとする。

・自らが処理できない場合には、排出者自らクリーンセンターへ搬入するか、市が許可した一般廃棄物処理業者に処理を委託、若しくは一般廃棄物収集運搬業者に収集運搬を委託しクリーンセンターで処理するものとする。なお、少量排出事業者で、地域のごみ集積施設を利用する旨の了承を得た事業者に限り、市に収集運搬を依頼することができるものとする。

２．収集運搬計画

（１）家庭及び事業者から排出される一般廃棄物は、次の区分により収集し、又は排出者が自ら運搬し、処理施設に搬入する。

【家庭系ごみ】

種類		収集回数	収集方法
可燃ごみ	生ごみ	週２回	指定ごみ袋によるステーション方式で市が収集
不燃ごみ	カン・ビン類	月２回	コンテナ等によるステーション方式で市が収集
資源ごみ	その他プラスチック	週１回	指定ごみ袋によるステーション方式で市が収集 種類別に紐で縛りステーション方式で市が収集
	ペットボトル		
	ダンボール		
	紙パック		
	衣類		
	新聞		
	雑誌・チラシ		
	シュレッダーダスト		
粗大ごみ	可燃粗大ごみ	年２回	自治会等による申請にてステーション方式で市が収集
	不燃粗大ごみ		

【事業系ごみ】

種類		収集方法
可燃ごみ	生ごみ	事業者との契約により許可業者が収集運搬 家庭系ごみの収集に準ずる（少量排出事業者）
不燃ごみ	カン・ビン類	
資源ごみ	その他プラスチック	
	ペットボトル	
	ダンボール	
	紙パック	
	衣類	
	新聞	
	雑誌・チラシ	
	シュレッダーダスト	

※小型家電及び電池はボックス回収を行い市が随時収集

（2）収集運搬及び直接搬入によりクリーンセンターに搬入される一般廃棄物の量（見込み）

（単位：t）

種類		家庭系ごみ		事業系ごみ	
		収集運搬	直接搬入	収集運搬	直接搬入
可燃ごみ	生ごみ	8,523			3,515
不燃ごみ	カン・ビン類	623			60
資源ごみ	その他プラスチック	430		8	
	ペットボトル	65		26	
	ダンボール	360		43	
	紙パック	2		－	
	衣類	99		31	
	新聞	84		10	
	雑誌・チラシ	122		44	
	シュレッダーダスト	13		5	
粗大ごみ	可燃粗大ごみ	241	338		422
	不燃粗大ごみ	91	194		2
	雑草等		256		87
計		10,653	788	167	4,086

※家庭から排出されるごみを集積所まで持ち出すことが困難な高齢者や障害者を支援するため、収集作業員が戸別訪問し、家庭ごみなどを収集する「ふれあい収集」を実施する。

※事業者から排出される一般廃棄物を自らクリーンセンターに搬入しようとするときは、クリーンセンターに申請し、許可を受けなければならない。

３．中間処理計画

（１）中間処理の方法

可燃ごみは、クリーンセンターで焼却する。

不燃ごみは、クリーンセンターで一時保管し、再資源化業者に処理を委託する。

資源ごみは、クリーンセンターで一時保管し、再資源化業者に処理を委託する。

可燃粗大ごみは、クリーンセンター及び委託業者にて破砕し、クリーンセンターで焼却する。

不燃粗大ごみは、クリーンセンターで一時保管し、委託業者で処分する。

雑草等は、クリーンセンターにて破砕し、クリーンセンターで焼却する。

焼却残渣は、大阪湾広域臨海環境整備センターにて埋立処分を委託する。

（２）中間処理施設への搬入量

（単位：ｔ）

種類	搬入者	搬入量	計
家庭系ごみ	市・排出者	11,441	15,694
事業系ごみ	排出者・許可業者・市	4,253	

（３）処理施設の概要

①焼却施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
岩出クリーンセンター	岩出市根来２２７３番地の２	流動床式ガス化溶融	６５ｔ／日（32.5ｔ/24ｈ×2炉）

②破砕処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式	処理能力
岩出クリーンセンター	岩出市根来２２７３番地の２	2軸せん断式	１．６ｔ／ｈ

③資源ごみ処理施設の概要

施設名	所在地	処理方式
岩出クリーンセンター	岩出市根来２２７３番地の２	ストックヤード

4．最終処分計画

（1）最終処分の方法

焼却残渣は、市が大阪湾広域臨海環境整備センターで埋立処分を委託する。

（2）最終処分量

種類	埋立量
焼却残渣	659 t

（3）最終処分場の概要

①埋立処分場

埋立場所の名称	位置	規模
大阪沖埋立処分場	大阪市此花区北港緑地地先 大阪港	面積：95ha 埋立面積：1,400 万㎥
神戸沖埋立処分場	神戸市東灘区向洋町地先 神戸港	面積：88ha 埋立面積：1,500 万㎥

②中継基地

中継基地の名称	位置
和歌山基地	和歌山市湊 2675 番地 26　日本製鉄関西製鉄所構内

5．一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項

（1）小学校出前講座

岩出市内の各小学校で出前講座を開催し、ごみの減量化・再資源化を実践してもらうよう啓発を行う。

（2）環境イベント

ごみに関するクイズに答えてスーパーボール掬い等を実施することで、ごみの減量化・再資源化を実践してもらうよう啓発を行う。

（3）ごみ減量化対策事業

一般家庭から排出される生ごみの自己処理を推進し、ごみの減量化及び堆肥化による資源の有効利用を図るための補助事業

（4）集団資源回収事業

地域住民団体が自主的に実施する資源ごみの集団回収に対し、市が奨励金を交付することで、ごみの減量化・再資源化の促進を図る。

６．その他一般廃棄物の処理に関する取組事項

（１）クリーン缶トリー運動イン岩出

クリーン缶トリー運動は、市民及び事業者が一体となって美化運動に取り組むことで、ごみのないまち・きれいなまち・美しいふるさとづくりを推進する。

（２）小型家電回収事業

使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に基づき、小型家電回収事業を実施することで、小型家電に含まれる貴金属や銅などの有効な金属リサイクルに取り組む。

（３）ごみ集積施設等設置補助事業

生活環境の保全並びに公衆衛生の向上を図るため、ごみ集積所又はご集積所散乱防止ネットを設置する区・自治会等に対し、その施設に要する経費の一部を補助する。

（４）電池回収事業

使用済電池（リチウム電池を含む）の拠点回収を実施することで、パッカー車やクリーンセンターでの火災防止に取り組む。